

901

蘇州工場	十三名	黒田工場	十六名
關裡工場	二十一名	西林工場	十六名
器業工場	郷工場	器業工場	郷工場

谷工機主ニ付テハ、御書ニ出スルハ、同社御書ニ人々
 手ノ下ニハ、本且十六日午前、御書ニ御書ニ付テ、
 ハ、大週御書ニハ、御書ニ付テ、御書ニ付テ、御書ニ付テ、
 御書ニ付テ、御書ニ付テ、御書ニ付テ、御書ニ付テ、
 大週御書ニハ、御書ニ付テ、御書ニ付テ、御書ニ付テ、
 常務理事 斎田 第一 御書

大五十三平三廿二日

財團法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

西尾工場	二十名	内山工場	十六名
油佐工場	十七名	森永工場	十九名
中村工場	十三名	藤本工場	十四名
杉本工場	十五名	前川工場	十五名
西郷工場	十六名	計	二百十四名

嘆願書

財團法人協調會大阪支所

- 一、請負制度撤廢セラレタシ
- 二、八時間労働制ヲ實施セラレタシ（從來十時間）
- 三、解雇手当ヲ左ノ額デ支給アリタシ
 - 一ヶ年未満ノ者ニハ日給四十日分
 - 一ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ三日分ヲ増額ノ事
- 四、退職手当ヲ左ノ額デ支給アリタシ
 - 二ヶ年以上勤続者ニハ解雇手当ノ二分ノ一以上支給アリタシ
- 五、公傷ニヨル扶助料規定ヲ工場法ニヨリ揭示スル事